

第3回法制問題小委員会（平成20年5月22日）において出された意見の概要

多数権利者が関係する場合の利用円滑化

- 日本の出生率が低下しているから権利者を探すのに苦労しないという記述があるが、出生率の減っていない国の著作物も利用することもある。また、子どもがいない場合には、兄弟姉妹など著作者とは関係が希薄な者が複雑に共有してしまう場合もあり、出生率が低いから問題が少ないということにはならないのではないか。

権利者不明の場合の利用円滑化

（総論）

- 権利者不明の場合の方策が提案されてくるのは、著作物の利用に正当性があるにも関わらず、今の著作権法の制限規定では乗り越えられないところが多々表れてきているからだと理解している。A案もB案も基本的な考え方はそれほど異なっておらず、利用の目的が正当なものであり、十分調査した結果、権利者が不明であった時に、その状況を公表し、損害賠償の資金をプールした場合は、権利制限をしてもよいのではないかという部分は、コンセンサスが得られているのではないか。
- 権利者不明の場合のように特別な規定を設けるのではなく、フェアユース条項を設けるべきという考えは出されていないのか。
- 権利制限関係の見直しについては、重要な問題なので、法制問題委員会でも検討していく必要がある。

（A案、B案等の比較検討）

- 損害賠償請求権は制限する必要はないが、差止請求権だけを制限することを考えてはどうか。損害賠償請求の方は、相当の額をあらかじめプールすることにより問題を解決できるはずである。
- A案とB案は、事前に金を積んでおくかどうか、正当な利用か否かの判断を特別な機関を作ってそこに任せるか、裁判所に任せるかという違いがある。

- 正当な利用か否かの判断は事後的に裁判所に任せた方がよい。事前に手続きをとって著作物を利用するということでは、今までの裁定制度と同じで、手続きを緩和しても、結局利用の促進は図れない。
- 論理的には、制度設計の組み合わせの選択肢としてはA案B案だけでなく、A案の権利制限でかつ事前支払いということもあり得るのではないか。どちらに合理性があるのか正面から議論すべき。
- 裁定制度では非営利の利用の場合などの手続コストの負担が難しいということ的前提としているのに、B案で事前に支払いをさせるという案が出てくるのはよく分からない。低廉に済ませる層を設けるということなのか。

(権利者が判明した後の取扱い)

- 権利者が著作物の使用後に現れて使用を拒否した場合にはどうなるのか。権利者が不明のうちになされた許諾は暫定的なものなのか、未来永劫のものなのか。前者の方が趣旨にはかなう感じがするが。
- 権利者が不明の場合に制度を作って利用を適法化しておいても、後に権利者が出てきたときに損害賠償も差止請求も可能だとすると、その制度の意味は何なのか。無断で利用して損害賠償、差止請求をされることとどう違うのか。権利制限規定を選択するメリットがないと制度として維持できないのではないか。一定の使用料をプールするという事は、結局過去のものにさかのぼって使用料を支払うことになるので、インセンティブにならないのではないか。
- 権利者が現れた後の取扱いについては、もう少し詰めてもらう必要がある。

(国際約束との関係)

- 実演家等保護条約第15条2項で強制許諾の形がとれないためにB案が取れないのでA案にする、という考え方ではなく、より丁寧な仕組みをとれないのか検討が必要である。
- ローマ条約で強制許諾を禁止しているのは権利者保護のためであり、権利者不明の場合には裁定制度を設けたとしても、ローマ条約には違反しないのではないか。案の検討の際には、条約上の問題を避けるために案を選ぶのではなく、本当に望ましい案について条約上の問題をクリアできないのかどうかをもう少し考える必要がある。

- A案には、条約の縛りを免れるというほかにも、事前規制から事後規制への流れ、スピード、費用等のメリットがあるという議論もあった。
- 日本では国際条約の拘束が強すぎるのではないかという気がするので、そこは、ある程度緩やかに考えた方が今後のためにはいいのではないか。
- 条約の国内法的効力について、アメリカは法律と条約の間に優劣がなく、後から作った方が優先する。イギリスでは条約は国を縛っても、国内法の個人は縛らないので、国内法を作ればそれが優先する。最終的には憲法上の解釈問題だと思うが、日本の国内法が著作権関係の条約にどこまで拘束されるのか長期的には検討する必要がある。
- 条約の国内適用というより、むしろ条約のエンフォースメントの問題で、知的財産関係の条約違反にはそれほど大きなサンクションはない。条約をあまりにまじめにそのとおりに実行すると、国益を害する場合もあり得るのではないか。

アーカイブの円滑化について

- 図書館に集中して議論がなされているようだが、博物館、美術館も同じ問題を抱えていることに留意が必要である。

※以上は事務局において発言の要旨をまとめたものである。